

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第3項に定める  
補助金を交付しない期間の取扱いについて

(平成25年3月29日科発0329第6号厚生科学課長決定)

(平成28年3月31日 一部改正)

(平成29年9月4日 一部改正)

1 趣旨

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。）第3条第3項に定める補助金を交付しない期間について、以下のとおり取り扱うこととする。

2 取扱規程第3条第3項に定める補助金を交付しない期間の取扱い

厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）において、平成16年度以降に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金交付決定取消事業」という。）を行った者に対して適用する取扱規程第3条第3項に定める補助金を交付しない当該違反の内容等を勘案して相当と認められる期間については、表1のとおり取り扱う。

3 経過措置

2に関わらず、平成25年3月29日より前に法第11条第1項の規定に違反して補助金を使用した者に対して適用する補助金を交付しない期間については、表2のとおり取り扱う。ただし、当該者に対して表1を適用することとした場合に算定される補助金を交付しない期間が、表2を適用することとした場合に算定される補助金を交付しない期間より短い場合については、この限りでない。

また、平成29年9月4日より前に、表1の2. に該当する者に対して補助金を交付しない期間は、表1の1. に該当する者に対して適用する補助金を交付しない期間の半分の期間とする（ただし、上限は2年とし、1年に満たない期間は切り捨てる。）。ただし、当該者の義務違反の程度に応じて算定される補助金を交付しない期間が、表1の1. に該当する者に対して適用する補助金を交付しない期間の半分の期間より短い場合については、この限りでない。

附則（平成28年3月31日改正）

この変更は、平成28年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成27年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

表 1

違反の内容等		交付しない期間	
1. 法第11条第1項の規定に違反した場合 (次号に掲げる場合を除く。)	(1) 個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年	
	(2) (1)以外の場合	① 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断される場合	1年 (注1)
		② ①及び③以外と判断される場合	2～4年
		③ 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断される場合	5年
2. 1に自らは直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務（善管注意義務）に違反したと認められる場合		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、 1～2年 (注2)	

(注1) 違反の内容等が1. (2) ①の場合であって、かつ法第11条第1項の規定に違反して使用された補助金が少額の場合は、補助金を交付しないことに代え、厳重注意を行う。

(注2) 違反の内容等が2. の場合であって、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合は、補助金を交付しないことに代え、厳重注意を行う。

表 2

違反の内容等		交付しない期間
1. 法第11条第1項の規定に違反した場合（次号に掲げる場合を除く。）		2年
2. 法第11条第1項の規定に違反して補助金を他の用途へ使用をした場合	(1) 補助金交付決定取消事業に関連する科学研究の遂行に使用した場合	2年
	(2) (1)を除く、科学研究に関連する用途に使用した場合	3年
	(3) 科学研究に関連しない用途に使用した場合	4年
	(4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
	(5) (1)から(4)にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

(注) 1. 及び2. のいずれの場合についても、自らは直接関与していない者に対しては本表は適用しない。